

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 217 回国会】令和 7 年 6 月 20 日（金）、第 27 回の委員会が開かれました。

1 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦君外 9 名提出、衆法第 53 号）

- ・提出者重徳和彦君（立憲）、大西健介君（立憲）、青柳仁士君（維新）、田中健君（国民）、辰巳孝太郎君（共産）、鈴木敦君（参政）、島田洋一君（保守）及び新垣邦男君（社民）並びに加藤財務大臣、大串経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、加藤財務大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
- ・大野敬太郎君（自民）及び山口良治君（公明）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。

（賛成一立憲、維新、国民、れ新、共産 反対一自民、公明）

（質疑者）石田真敏君（自民）、上野賢一郎君（自民）、中川宏昌君（公明）、高井崇志君（れ新）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

石田真敏君（自民）

- （1） 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）のガソリンの流通、販売現場への影響
 - ア 平成 20 年 4 月の暫定税率一時失効時のガソリンスタンドにおける混乱
 - a 発生した混乱の内容
 - b ガソリンスタンドにおける具体的な損失額
 - イ 令和 7 年 7 月 1 日施行による現場への影響
 - a 本法律案に対する事業者団体の反応及びガソリンスタンド事業者の現状についての政府の見解
 - b 本法律案提出前に提出者は業界関係者とどのような意見交換を行ったかの確認
 - c 施行日を 7 月 1 日とする理由
 - d 国会会期末が迫る中で本法律案を提出した理由
- （2） 当分の間税率（暫定税率）廃止に伴う税の還付への対応
 - ア 事業者団体から困難との指摘がある中、具体的な対応の仕組についての提出者の見解
 - イ 税の還付を補助金で代替する国民民主党の提案に対する政府の検討結果
 - ウ 上記イの政府の見解に対する提出者の見解
- （3） 本法律案の財源
 - ア 施行に伴う税の減収額及び補助制度
 - a 揮発油税及び地方揮発油税の暫定税率を廃止した場合の令和 7 年度分の減収額
 - b ガソリン以外の油種に係る補助制度は維持することの確認
 - c 上記 b の合計額
 - イ ガソリン補助金、税収の上振れ分又は外国為替資金特別会計の剰余金を財源とすることの可否についての政府の見解
 - ウ 軽油引取税の暫定税率を廃止しないこととした理由
 - エ 恒久財源についての提出者の見解

上野賢一郎君（自民）

- （1） 質疑時間が 3 時間しかないにもかかわらず本法律案を採決することの妥当性

- (2) 本法律案における、暫定税率廃止時に所持しているガソリンに係る暫定税率と本則税率の差額について必要な金銭の給付を行う旨の規定（附則第2条第一号）
 - ア 同規定を設けた目的、具体的な仕組み及び内容
 - イ 国民民主党議員による、補助金と減税のハイブリッドで市場にも流通にも混乱を与えない旨の発言の趣旨
 - ウ 国民民主党が、元売り段階に25円補助金を投入する旨の主張をやめた時期及び理由並びに主張が突如変わった件について理事会で協議する必要性
 - エ 暫定税率廃止により生じるガソリンの手持ち在庫に係る暫定税率と本則税率の差額
 - オ 補助金の申請者、申請先及び交付元
 - カ 補助金交付に係る要綱作成やその周知等に要する期間
 - キ 上記カの答弁を受けて補助金交付までの期間、中小零細のガソリンスタンド等は赤字を抱えたまま営業しなければならないことに対する提出者の考え
 - ク 令和7年7月1日現在のガソリンの手持ち在庫を正確に把握できるかどうかの可能性
 - ケ 精度の低い方法で在庫測定を行っているガソリンスタンドもある中で7月1日までに正確な在庫測定を徹底させることは不可能ではないかとの意見に対する提出者の見解
 - コ 補助金の速やかな交付の実現可能性について業界の意見を聞くための参考人質疑を行う必要性
- (3) 本法律案における、製造者が金銭の給付等を受けた分については、「揮発油税及び地方揮発油税の控除及び還付を受けることができないものとする」旨の規定（附則第2条第二号）
 - ア 本規定が適用される具体的なケース
 - イ 揮発油税の還付と控除について規定している揮発油税法第17条を適用しない旨の条文を本法律案に加える必要性
 - ウ 本法律案の施行日である令和7年7月1日までに政府が関連規定を改正することは不可能であるとの指摘に対する提出者の見解
 - エ 本法律案に上記イの条文を加えた修正案を提出する必要性
 - オ 本法律案における法制上の欠陥の有無についての提出者の見解
 - カ 本規定に対する法制局の見解
- (4) 暫定税率廃止による地方への影響
 - ア 本法律案提出に際して地方の意見を聞いたか否かの確認
 - イ 本法律案提出に際して沖縄県の意見を聞いたか否かの確認
 - ウ 沖縄県に対しては本土よりも低い揮発油税等の税率が設定されていることが本法律案で言及されていないとの指摘に対する提出者の考え
 - エ 本法律案により暫定税率を廃止しても沖縄県に係る特例措置は残存し本土よりも高い揮発油税等の税率が課される事案を解消する検討を行っていない理由
 - オ 上記エの事案への対応を理事会で協議する必要性

中川宏昌君（公明）

- (1) 本法律案が成立した場合に生じる税収減
 - ア 税収減を踏まえた地方自治体からの意見
 - イ 上記アの意見についての提出者の受止め及び財源確保の見通しに関する提出者の認識
- (2) 暫定税率廃止への対応に関するガソリンスタンド事業者からの意見及び短期間での周知徹底の実現可能性
- (3) 令和7年7月1日から施行することに対する事業者の懸念についての提出者の認識
- (4) ガソリンスタンド等事業者に対する税率変更による差損補償制度の補償内容、申請手続等の制度設計の具体的内容
- (5) 本法律案の税率引下げ対象がガソリンに限定されていることについての他の燃料との整合性及び公

平性に関する提出者の認識並びに政府の所見

高井崇志君（れ新）

- (1) 本法律案が成立した場合の政府の対応
- (2) 参議院においても本法律案の可決を目指すつもりか否かについての提出者の見解
- (3) 本法律案を参議院で取り扱わないという話や内閣不信任案を出さないという話が出ていることに対する提出者の考え
- (4) 法律案提出が遅れたのは与党との協議において日本維新の会の意思決定が遅れたことに責任があるとの指摘に対する提出者の見解
- (5) 今国会は野党間での手柄争いに終始した国会であったとの指摘に対する提出者の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) ガソリン価格の予防的な激変緩和措置
 - ア 措置の具体的内容
 - イ 補助金制度を継続していく考えの有無
 - ウ 補助金制度の費用対効果
- (2) 本法律案によるガソリン価格引下げの影響及びほかの商品への波及効果についての提出者の見解
- (3) 暫定税率廃止によるガソリンに係る消費税への影響
- (4) 暫定税率の廃止とともに消費税減税も行うべきとの意見に対する大臣の見解
- (5) ガソリン税の減税策と温暖化対策との関係についての提出者の見解

2 請願審査に関する件

- ・本委員会に付託された請願（11種 238件）は、いずれもその採否の決定を保留しました。

3 阿久津委員長から、陳情書2件及び意見書82件が本委員会に参考送付された旨の報告がありました。

4 閉会中審査に関する件

- ・以下の案件について、閉会中審査の申出を行うことに協議決定しました。

- ① 賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久君外1名提出、第216回国会衆法第1号）
- ② 一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健君外1名提出、第216回国会衆法第4号）
- ③ 財政法の一部を改正する法律案（田中健君外1名提出、第216回国会衆法第17号）
- ④ 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健君外1名提出、衆法第23号）
- ⑤ 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健君外1名提出、衆法第25号）
- ⑥ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史君外8名提出、衆法52号）
- ⑦ 財政に関する件
- ⑧ 税制に関する件
- ⑨ 関税に関する件
- ⑩ 外国為替に関する件
- ⑪ 国有財産に関する件
- ⑫ たばこ事業及び塩事業に関する件

⑬ 印刷事業に関する件

⑭ 造幣事業に関する件

⑮ 金融に関する件

⑯ 証券取引に関する件

- ・参考人の出頭要求について、委員長に一任することに協議決定しました。
- ・委員派遣承認申請に関する件について、委員長に一任することに協議決定しました。